

公明党府議会議員団の内海久子でございます。  
早速質問をさせていただきますので理事者の皆様よろしくお願い致します。  
はじめに、

### 1、下水中の新型コロナウイルス調査について伺います。

- 新型コロナウイルス感染症の第6波では、感染力が強いとされるオミクロン株の影響によりこれまでにない大規模な感染となっており、学校や高齢者施設等でのクラスターも多く発生していることから、早期に感染の兆候をつかむことが非常に重要と実感しています。

ウイルスは症状の有無にかかわらず、感染者の排せつ物から検出されることが分かっており、下水中の新型コロナウイルスを調べることで、その排水施設等における感染拡大の予兆を早期に発見できる可能性があると言われています。

- 大阪府のホームページや報道発表によりますと、都市整備部が所管

する流域下水処理場の下水を提供したとされていますが、具体的な協力

内容について、事業課長に伺います

#### A1(事業課長答弁)

- 下水中の新型コロナウイルスの分析については、日本水環境学会が立ち上げたCOVID-19(コビッドナインティーン)タスクフォースから下水の提供依頼を受け、令和2年6月から令和3年3月までの間、中央水みらいセンターなど4か所の下水処理場の流入下水を隔週で採水し、合計 88 検体を提供した。

- また、塩野義製薬株式会社からも大阪府へ同様の協力依頼があり、健康医療部と連携のもと、令和3年4月から7月までの間、鴻池水みらいセンターなど6か所の下水処理場の流入下水を採水し、合計 209 検体を提供したところ。

Q2 ○ いまのご答弁で、下水を利用した新型コロナウイルスの調査研究への都市整備部の協力状況については分かりました。

一方、COVID-19(コビッドナインティーン)タスクフォースや塩野義製薬株式会社による調査を通じて、どのような研究成果が得られているか、事業課長に伺います。

## A2(事業課長答弁)

- 日本水環境学会COVID-19(コビッドナインティーン)タスクフォースでは、下水から新型コロナウイルスを検出する手法について検討がなされ、令和3年3月、その成果をとりまとめたマニュアルが公表されている。
- また、塩野義製薬株式会社の研究では、下水から検出した新型コロナウイルスについて新規陽性者数との比較が行われ、下水中の新型コロナウイルスの濃度と新規陽性者数には一定の相関性が確認されたと聞いている。

## Q3(都市整備部としての今後の対応)

- 塩野義製薬株式会社の研究において、下水中の新型コロナウイルスの濃度と新規の陽性者数に、一定の相関性が確認された、との答弁を伺いました。

日本水環境学会によると、下水には、感染の有無、症状の有無にかかわらず、その地域すべての人の糞便が流れ込んでくる。

そのため、無症状の感染者の情報についても含まれていることとなります。

下水試料をうまく測定することができれば、多くの人の感染状況に関する情報を取り出すことが可能となります。

その時点では誰が感染しているのかという情報は含まれないが、無症状の感染者が存在しているかどうか、という情報は得られることとなります。

試料の採取場所は、下水処理場に限る必要はなく、例えば、マンホールで試料採取が可能であれば、そのマンホールの上流に位置する区域に限定した調査が可能です。

あるいは、施設排水を採取すれば、当該施設において感染者が存在しているかどうかを調べることが可能となる。

このことにより、感染者の早期発見・隔離により、クラスターの発生を未然に防止するなど、適切な感染拡大リスク管理につなげることが期待できると日本水環境学会も言われ

ています。

こうした中で、府におけるコロナ感染拡大防止のため、下水中の新型コロナウイルスの分析を行うことで、無症状も分かる上に、感染拡大の予兆の早期発見に繋がるのではないかと期待しているところです。

- そこで、下水処理場を所管する都市整備部として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた下水中の新型コロナウイルスの調査研究に対して、どのように対応していくか、事業課長に伺います。

### A3(事業課長答弁)

- 塩野義製薬株式会社の研究では、下水中の新型コロナウイルスの濃度と新規陽性者数との相関性が確認できた一方で、採水から分析までのタイムラグやウイルス濃度が採水時間・天候等の影響を受けるなどの課題があり、引き続き分析技術の開発を進めていく必要があると聞いており、今後も、研究開発に必要な下水の提供依頼があれば積極的に協力していく

(要望)

只今、事業課長から、今後も、研究開発に必要な下水の提供依頼があれば積極的に協力していくとの答弁がありました。今後も北海道大学および塩野義製薬が開発した下水疫学調査の有用性を注視して頂くようお願いしておきます」。また、島津テクニサーチが下水 PCR 検査サービスを開始していると聞いています。このように、日本には技術的に優れた手法が存在しており、今後は社会実装によりさらに有効活用がされることを期待し、また引き続き府の協力をお願いします。

## 2. 次に、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用した雨水ポンプの老朽化対策について伺います。

### 寝屋川流域の雨水ポンプの老朽化対策)

- 私の地元の大東市及び四條畷市が位置する寝屋川流域では、度重なる浸水被害に見舞われてきたことから、地下河川や下水道増補幹線といった、さまざまな治水施設が新たに整備され、浸水被害の軽減が図られてきています。
- 言うまでもなく、治水施設は、府民の安全安心や社会経済活動を支える重要な施設であることから、着実に整備を進めていくと同時に、完成した施設は適切に補修・更新などを行い、良好な状態で次世代に引継いでいく必要があります。
- モニターにありますように、特に、寝屋川流域は、流域の 3/4 は雨水が自然に河川に流れ込まない内水域にあることから、雨水をポンプにより強制的に河川へ排水しており、大阪府は寝屋川流域内の 17 ポンプ場に 83 台の雨水ポンプを設置しています。  
地元、大東市・四條畷市には(深野北ポンプ場、氷野ポンプ場、深野ポンプ場)があります。  
(モニターの写真は氷野ポンプ場の雨水ポンプです。)

しかし、府内のその多くが、昭和 60 年前後に集中的に整備され老朽化が進んでいることから、その対策が喫緊の課題となっています。

- 令和2年の9月議会一般質問において、我が会派の雨水ポンプの老朽化対策の取組み状況の質問に対して、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算を最大限活用して、実施していくとの力強い答弁を頂いています。
- さらに、我が会派としても、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、国において令和3年度から令和7年度の5か年を対象とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を積極的に活用し、インフラ施設の老朽化対策を着実に実施していくよう大阪府に要望しており、令和3年度からは通常の維持管理予算に加えて、5か

年加速化対策予算を活用し、橋梁や河川・下水道施設などの補修・更新を実施していると聞いています。

- とりわけ雨水ポンプの老朽化対策は、継続して取り組んでいくことが重要と考えていますが、これらの国の補正予算を活用した、寝屋川流域における大阪府が所管する雨水ポンプの老朽化対策の実施状況について事業課長に伺います。

#### A(事業課長答弁)

- 大阪府が所管する雨水ポンプ 83 台のうち、5か年加速化対策の最終年となる令和7年度までに改築更新が必要となる雨水ポンプは 53 台であり、そのうち、3か年緊急対策予算などを活用し、令和2年度末までに 15 台の改築更新が完了している。
- 残る 38 台のうち、令和3年度は、お示しの国の5か年加速化対策予算も活用して、7台が完了し、氷野ポンプ場及び長吉ポンプ場で新たに着手した2台を含めて、20 台の工事を実施している。
- 引き続き、5か年加速化対策予算を最大限活用し、期間内に改築更新が必要となる 11 台についても速やかに着手し、府民の安全・安心の確保に取り組んでいく。

只今の事業課長の答弁では、令和 7 年までの国の5か年加速化対策予算も活用して大阪府が所管する雨水ポンプ改築更新のあと 11 台のすみやかな着手を行うとのこと。令和 7 年までの計画通りそれまでにしっかり改築更新を完了することを要望しておきます。

また、老朽化したポンプ改築は完了は無く、更新すべき雨水ポンプは続わけです。

聞くとポンプ改築費用は 1 台当たり数億円かかるとのこと。

しかし、雨水ポンプが作動なくなると、浸水被害や豪雨災害にもつながります。これからも、雨水ポンプ老朽化対策にしっかり取り組んで頂くようお願い致します。

### 3. 次に万博に向けた MaaS(マース)の取組について伺います。

- MaaS とは、一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、スマホアプリなどにより、検索・予約・決済などを一括で行うサービスであります。
- モニターにありますように、MaaS が実現されれば、移動の効率化により、都市部での交通渋滞や環境問題の解決、地方での交通弱者対策などの問題の解決などに役立ち、また観光など多岐にわたる分野との連携により利用者の利便性を大幅に高めることが期待されています。
- 昨年 12 月には、国や関係団体で構成する「関西 MaaS 推進連絡会議」が開催されるなど、大阪・関西においても MaaS 実現に向けた動きが活発になってきています。
- このような MaaS によるシームレスな交通を目指す動きは、万博開催を控える大阪府にとっても、国内外からの来訪者の利便性を向上させることが、できるものとして、私自身、大きな期待を寄せています。
- 都市整備部では、令和4年度当初予算案に、MaaSを促進させるための予算が計上されていますが、万博開催に向けどう取り組んでいくのか、交通計画課長に伺います。

#### A(交通計画課長答弁)

- 万博開催に向け、MaaS の取組を進めることにより、府民・来阪者の移動の利便性を向上させることが重要と認識。
- 大阪府では、現在、委員お示しの「関西 MaaS 推進連絡会議」に参画し、2025 年の万博をターゲットに、大阪メトロなど鉄道事業者7社で検討している MaaS の取組について、鉄道のみならずバスやタクシーなど様々な交通分野や観光分野をはじめとする幅広い業種間での連携を促進するための議論を行っているところ。
- このような中、都市整備部としても、交通事業者の取組を後押しするため、来年度予算案に 0.7 億円を計上し、QR コードやクレジット

カードのタッチ決済などキャッシュレス化の導入や実証実験の実施、更にはバスの時刻表や運賃などの情報の共通データ化などの支援を行っていく予定。

- 引き続き、庁内関係部局はもとより、鉄道会社をはじめ様々な関係者と連携・協力し、利用者の視点にたった使いやすい MaaS の実現に向け、万博開催を見据え、しっかりと取り組んでいく。

今、交通計画課長より答弁がありました、

Osaka Metro は、2021 年3月にスマートフォン用アプリ「Osaka MaaS 社会実験版」を配信し、このアプリの配信を皮切りに、大阪の都市型 MaaS を進めていくとあります。

スマートフォン用アプリは、2021 年 3 月 30 日から運行開始を予定しているオンデマンドバスの予約・決済機能を備え、運行開始に先立って配信し、また、Osaka Metro を含む関西2府4県で運行する多様なモビリティを用いた経路検索が行えるということです。

また、西日本旅客鉄道株式会社も、移動と生活サービスを連携し、新常態に対応した新たな価値をお届けするために、スマートフォン1つで便利な経路検索機能や駅混雑度傾向情報など、様々な機能が1つになって JR グループのサービスをご利用いただくことを目指した MaaS アプリ「WESTER（ウェスター）」をリリースしました。

私も早速、両方のアプリをスマホに取り入れました。

これからも利用者の視点にたった使いやすい MaaS の実現に向け、万博開催を見据え、しっかりと取り組んでいくとありましたので、都市型大阪版 MaaS(マース)と言えるような取り組みを関係団体との連携のもと取り組んで頂きますように要望しておきます。

#### 4. 次に府道野崎停車場線の無電柱化について伺います

- 先の委員会でも質問させて頂きました、私の地元である大東市の府道野崎停車場線の無電柱化について進捗状況も含めて伺います。
- モニターにもありますように、現在、JR 野崎駅周辺では、大東市による駅西側の立体駐輪場の工事や JR が主体の駅東側階段・エスカレーターの工事が行われるなど、まちづくりが着々と進められているところで  
す。
- 昨年9月議会の都市住宅常任委員会では、当該路線での無電柱化に合わせた歩道整備について質問し、道路環境課長から、「歩道の検討を進める際には、周辺環境に配慮した整備について、大東市や地元商店街等の意見を聞きながら、緊密に連携し取り組んでいく」と答弁を頂きました。
- モニターにもありますように、今後、大東市が隣接する市道谷田川左岸線や駅前ロータリー等で無電柱化を行うと聞いており、大阪府としても市と緊密に連携し、一体的に取り組んでいくことが重要と考えています。



- そこで、府道野崎停車場線の無電柱化について、大東市との連携を含めた現在の取組状況と、来年度の取組について道路環境課長に伺います。

#### A(道路環境課長答弁)

- 府道野崎停車場線の無電柱化にあたっては、谷田川から旧国道 170 号までの区間約 350m において、電線共同溝の整備に合わせた歩道整備を行うこととしている。  
現在、昨年 11 月に実施した路線測量の結果を基に、歩道幅員や段差など、歩道のバリアフリー化に伴う設計について、地元商店街や電線管理者などと協議を進めている。また、地元商店街の役員の方々には、将来イメージを共有するために完成予想図の案を提示したところ。
- 来年度は、市道谷田川左岸線等の無電柱化と一体的に整備できるよう、大東市と連携し、沿道住民や電線管理者などと協議、調整しながら、電線共同溝の詳細設計を実施していく予定。
- 引き続き、府道野崎停車場線の無電柱化に向けて、着実に取り組んでいく。

(要望)

先の委員会でも府道野崎停車場線の無電柱化について取り上げ、その後の進捗を伺いました。

加えて、地元大東市の野崎駅前周辺整備に合わせ、市の市道の無電柱化についても、来年度は、市道谷田川左岸線等の無電柱化と一体的に整備できるよう、大東市と連携し、沿道住民や電線管理者などと協議、調整しながら、電線共同溝の詳細設計を実施していく予定との答弁を頂きました。

何度も申し上げますが、野崎駅周辺は国史跡となった飯盛城跡の歴史

玄関口になると考えています。

市の発展、活性化につながり、今、駅や周辺には国史跡指ののぼり旗が立ち並んでいます。

駅前周辺一帯が無電柱化になれば景観上も良くなり、また災害対策にもつながりますので一日でも早く事業が完成することを要望しておきますのでよろしくお願い致します。

## 5、次に共同施設等維持管理上の入居者負担軽減の為の共益費府徴

### 収項目見直しについて伺います

#### Q1

府営住宅における共同施設等については、その維持管理は入居者自らで行うこととされ、除草、樹木の手入れや共用部分の清掃などは、入居者自ら作業を行ったり、自治会が入居者から集金し、事業者に外部委託することにより、入居者の負担で実施しています。

このことについて、我が会派では、10年程前から、高齢化の進行などにより、共同施設等の維持管理を入居者自ら行うことが困難となってきていることを指摘し、入居者の負担軽減が図られるよう訴えてきました。

ある住宅において、ごみ置き場の当番制の清掃で、70歳、80歳代の高齢者が体力的にできないといった事例も聞いており、維持管理を入居者自らで行うことは、限界に来ているのではないかと改めて認識したところで

こうした状況を踏まえ、維持管理に係る入居者負担の軽減に向けて、今後、府としてどのような支援を行うのか、住宅経営室長に伺います。

#### A1(答弁者:住宅経営室長)

- 入居者が生活を営む上で必要となる共同施設や植栽などの維持管理費は、受益者負担の原則に則り、入居者全体で負担することを基本としている。
  
- このうち入居者自ら管理することが困難な給水施設等は、従来からその費用を共益費として徴収の上、府が入居者に代わり維持管理してきた。加えて平成13年度からは、階段・廊下灯の電気代などの公

共料金について、既存の団地においても入居者の7割以上の同意があれば府徴収に切り替えることとし、利便性の向上を図ってきたところ。

- しかしながらその後の高齢化の急激な進行により、除草、樹木の管理や共用部分の清掃など、入居者自らの対応に委ねていた維持管理も困難となってきている。

このため、共益費として府徴収への切替え可能な項目に、除草、樹木の管理なども対象に加え、現制度と同様の入居者同意により、指定管理者への委託業務に加えることで、入居者の役務負担の一層の軽減と、共同施設等の適正な維持管理を図ってまいります。

- 今後、令和4年度当初から入居者への制度周知を始め、令和5年度から運用開始できるよう進めてまいります

## Q2

入居者負担の軽減と共同施設等の適正な維持管理との両立を図ろうとするもので、制度の大きな方向性はいいが、実施に際しては何点か課題があるのではないかと考えます。

まず、共益費として府徴収への切り替え可能とする項目について、現在入居者が自ら維持管理する項目は原則対象となるが、集会所の維持運営費が除かれると聞いています。

集会所は入居者のコミュニティの場であり、施設利用者のみではなく、高齢者の見守りに関する会合など自治会や入居者の皆さんが親睦や交流のために利用していることが大半であることから、集会所の維持運営費も府徴収項目の対象にすべきと考えるが如何ですか。

次に、除草、樹木の管理などは、府徴収項目の対象になるとのことだが、高木の剪定や急な斜面の除草など危険が伴うような部分は、これまで府が一部負担していたと思います。

今回の制度見直しにより、これが入居者の負担になってしまうのではないかと懸念している。この制度における府と入居者の負担について、どうなるのか。お聞かせください。

最後に、本制度は7割以上の入居者の同意により、希望する団地が共益費として府徴収に切り替えることができるとのことだが、入居者は制度の内容を知らないまま共益費が上がるのかと声が出てくることも懸念されます。

そうした中で、自治会等が入居者に本制度を説明させるのではなく、制度説明については府の支援が必要と考えるが、府としてどのように対応するのか、それぞれ住宅経営室長に伺います。

## A2(答弁者:住宅経営室長)

- 集会所については、施設利用者が費用を負担するケースや入居者以外の住民も使用するケースがあることから、今回の対象項目からは外して運用することとしている。

なお、集会所の利用状況については様々な形態があることから、これを確認した上で府が共益費として徴収することができるかを整理し、対象項目とするものの適否を考えてまいります。

- 次に、入居者と府それぞれの負担範囲については、例えば、急な斜面の除草や高木の手入れなど危険を伴うものは府が行っており、これらについては本制度の運用後も変更はない。

○ 本制度の円滑な実施のためには、自治会や入居者の皆さんに制度を十分に理解いただくことが重要と認識している。

このため府において、入居者が負担する範囲、共益費の算定方法、徴収切替手続きなどについての案内チラシや説明冊子を作成し、指定管理者を通じて自治会等にお渡しして丁寧に説明するとともに、自治会等から徴収切替の相談があった場合は、必要な書類の作成等、手続きが円滑に

進むよう様々な支援を行っていく

(要望)

答弁で、今回の制度の運用後も入居者と府それぞれの負担範囲については、例えば、急な斜面の除草や高木の手入れなど危険を伴うものは府が行っており、これらについては今後も変更はないと確認させて頂きました。

また、今回の制度の手続きが円滑に進むよう様々な支援を行うと答弁いただいたが、入居者の中には共益費が大幅に上がってしまうのではないかと不安に思う方がいると思います。

この制度は、入居者の7割以上の同意で府徴収への切替を選択できるというもので、決して強制的に切り替えるものではないということを丁寧に説明していただきたい。

また、徴収切替をした場合の共益費がいくらになるのか自治会等が試算できるようにするなど、入居者自らが主体的に検討し選択できるよう、必要な支援をしていただくようお願いしておきます。

## 6, 最後に空き家への対策について伺います。

我が会派では、増加する空き家への対策は喫緊の課題であると考えています。かねてより、市場に流通していない空き家の積極的な利活用を促進するため、空家バンクの推進や空き家のリノベーション促進の必要性について指摘し、さらに災害により損傷を受けた空き家への早期対応などの重要性を示してきました。

大阪府ではこれまで、「空家総合戦略・大阪」などの計画を策定し、

市町村による空き家の適正管理・除却の促進や空き家の利活用、民間事業者団体と連携した既存住宅流通やリフォーム・リノベーション市場の活性化につながる取組みを6年にわたり推進した結果、空家等対策計画の府内全市町村での策定や、公民連携による空き家の利活用促進、相談体制の構築など、空き家対策における基礎的な対応や市町村の体制整備は概ね完了したと聞いていますが、

今後も空き家の増加が見込まれる中、これまでの取組みの状況を踏まえて見えてきた課題に対応することで、府として空き家対策をさらに進めることが必要であると考えています。

そこで、これまで空き家対策の取組みを行ってきた中で、どのような課題があるのか居住企画課長に伺います。

A1(答弁者:居住企画課長)

- これまでの取組みを通して見えてきた課題としては、まず各市町村による空き家対策に対する考え方が多様化してきているということ。
- 既に組織体制が充実し、空き家の除却を進めながら活用にも積極的に取り組む市町村がある一方で、組織体制の強化や特定空家への措置等のノウハウの蓄積を目指す市町村もあることから、各市町村の取組状況に即したきめ細かな支援が必要になっている。

- また、空き家が社会問題として取り上げられる機会が増え、空き家所有者からの相談に関するニーズも高まっていることから、相談窓口を充実させることも重要である。空き家を取り巻く課題は不動産、建築、法律など多岐に渡るため、空き家の除却や利活用に向けて、引き続き専門家団体との連携による取組みが必要だと認識している。
  
- さらには、空き家の利活用に関する様々なビジネスモデルも生まれており、多様な住まい方のニーズに対応した多拠点居住サービスの登場や、公民が保有するビッグデータ、AIを活用した空き家の推定など、空き家対策に資する民間事業者のサービスや技術の進歩が見られるようになってきている。こうしたことから、民間事業者等との連携による空き家対策の推進がこれまで以上に重要と考えている。

Q2 答弁いただいた中でもあったとおり、各市町村の取組みや体制は多様化してきていると感じています。例えば、八尾市を始めとした一部の市町村では、空家等対策の推進に関する特別措置法では対処できない、一部が空室となっている長屋住宅の対応について、独自の条例を制定し、法定外空家として指導するなどの対応を行っています。

台風18号の豪雨災害でも、特別措置法では対処できない長屋の空き

家の壁の倒壊などで問題になったケースもあり、相談を受けたこともありました。

空き家対策については、府として引き続き各市町村の取組み状況に応じた適切な支援を実施していただきたい。

一方、空き家の相談窓口についても重要性が増してきていると感じています。私の地元である四條畷市においては、民間団体と連携して空き家の専用相談ダイヤルを設置することで、空き家所有者が抱える課題の解決に向けた支援を行っている。過日、その取組みの一環である相談会に私も参加したが、様々な悩みを抱えた空き家所有者にとって非常に有意義な取組みであると感じています。

空き家に悩む所有者の声は私のところにも多く寄せられていますが、その中でも「どこに相談したらいいのかわからない」といった話をよく耳にします。そうした問題については、相談先に迷わなくて済むようにワンストップで対応できる窓口の設置が重要だと考えるが、こうした窓口の運営には費用もかかる。また、こういった相談窓口は継続することで府民の認知度が向上し、より効果的な取組みになると思います。

これらを踏まえ、府として、相談体制の構築や幅広い周知に向けて、どのような取組みを行っているのか、居住企画課長に伺います。



## A2(答弁者:居住企画課長)

- 空き家所有者が抱える様々な悩みに対して、府と民間団体、事業者等で設立している「大阪の住まい活性化フォーラム」では、建築や不動産、リフォーム、法律などに関する相談に対し、それぞれの分野の団体が対応する窓口を設置している。
  
- しかし、多岐に渡る空き家の相談に対応するためには、ワンストップで総合的なアドバイスができる窓口が必要だと考えており、今年度、「大阪の住まい活性化フォーラム」において、参画している民間団体と連携し、国のモデル事業を活用して、ワンストップで相談対応を行う「大阪の空き家コールセンター」を令和3年10月に設置したところ。今後、モデル事業を通して運営にかかる費用や必要な人員などの情報を集め、そのノウハウを既存の相談窓口へ反映することで、ワンストップのニーズに応じた相談体制を構築し、継続的に運営できるよう検討を行っていく。
  
- また、相談窓口の周知に関する取組みとしては、府やフォーラムのホームページによる情報発信、府庁内関係部局、市町村、民間の業界団体及び事業者等と連携したパンフレットの配架や SNS への掲載などを行っている。引き続き、様々な機会を捉え、積極的に周知を行ってまいります。

(要望)

モニターをご覧ください。(空き家)右が四條畷市で開催された空き家対策についての講習会に会派の市議団と参加したものです。

空き家で悩まないための知恵と題して開催されていました。後で、個別の相談会も開催されており、様々な悩みを抱えた空き家所有者に対応されていました。

今、居住企画課長の答弁で、民間団体と連携し、国のモデル事業を活用して、ワンストップで相談対応を行う「大阪の空き家コールセンター」を令和3年10月に設置したところとありました。空き家対策の1つとして、空き家で悩む所有者に対して、ワンストップで総合的なアドバイスができるコールセンターの設置は評価できますがモニターにもありますが、このチラシも国のモデル事業からの費用がほとんどです。

このモデル事業も採択されなければ、運営にかかる費用や必要な人員など継続が懸念されます。

民間団体の力をかりたワンストップで総合的なアドバイスができるコールセンター「大阪空きコールセンター」をこれからも積極的な周知啓発を行うことで広く府民に知られるように取り組んで頂きたい。

また、このコールセンターは今後も継続的、安定的に運営することが求められているので、その運営方法についても府としてしっかり検討を行うよう要望しておきます。

岡山県の取り組みで 市町村の相談窓口の開設等の支援、住民向け相談会 や講習会の開催をきめ細かく実施しています。

建築士、司法 書士、宅建士等 を派遣も行っています。

市町村は、①空き家の総合相談窓口を設置している市町村が少ない、②空き家問題は、防災、衛生、景観など分野が多岐にわたるうえに、建築職等の専門職員がいない市町村も多く、建物の活用や除却等に関する専門的・技術的なアドバイスが難しいなどの課題を抱える課題から、岡山県として、空き家コンシェルジュ市町村サポート事業として継続して事業実施しています。

大阪府においても、空き家対策の問題については各市町村も、相談窓口や専門家の配置など格差があり課題も多くあります。

広域的立場の大阪府が、空き家対策についてきめ細かな市町村支援や府の相談体制等についてはさらに知事へもお聞きしたいと考えますのでよろしくお願い致します。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。